

平成30年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 6 2 号	宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	5月29日
議案第 6 3 号	宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 4 号	宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 5 号	宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 2 号	公の施設（宝塚市立末広駐車場）の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
請願第 2 1 号	豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願	採択 (賛成多数)	

審査の状況

- ① 平成30年 5月24日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし
- ② 平成30年 5月29日 (議案審査)
- ・出席委員 ◎伊福 義治 ○岩佐 まさし 浅谷 亜紀 井上 聖
田中 こう 中野 正 若江 まさし
- ③ 平成30年 6月20日 (委員会報告書協議)
- ・出席委員 ◎伊福 義治 浅谷 亜紀 井上 聖 田中 こう
中野 正 若江 まさし
 - ・欠席委員 岩佐 まさし

(◎は委員長、○は副委員長)

平成30年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第62号 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	今回、省令の改正により、放課後児童支援員の資格要件に「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」との規定を新設するとあるが、5年以上という基準のほかに運用上の基準は想定しているのか。
答1	直営の地域児童育成会における支援員については、教員免許、保育士資格又は幼稚園教諭資格の所持を受験資格として競争試験により採用している。現在の採用試験において応募が逼迫する状況がなく、採用試験に影響がないことから、現時点で受験資格を見直すことは考えていない。
問2	省令の改正理由が、地方分権改革の取り組みとしての地方からの提言に対する対応方針であると説明があった。本市では受験資格の見直しを考えていないとのことだが、どういう目的で地方から意見が出てきたのか。
答2	本市とは、放課後児童クラブのそもそもの成り立ちが異なり、地域によって保護者会が母体となりNPO化したものなどさまざまな事例がある。全国で、中学校卒業者のうち、経験を十分に積んだ補助員でも資格要件に該当しないなどの実態が散見された。支援員の資格要件を広げる必要があると、深刻な課題として20ほどの自治体から提案があったことから、国として省令の改正に至ったもの。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成30年第2回(6月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第63号 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第64号 宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 (議案第63号) 地方税制改正による政令指定都市への税源移譲に伴い、市立幼稚園の保育料の算定に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。 (議案第64号) 地方税制改正による政令指定都市への税源移譲に伴い、西谷認定こども園の保育料の算定に関する規定について所要の整備を行うとともに、多子世帯に係る保育料の軽減措置の対象者に関する規定について、関係法令の改正に対応するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 議案第63号 可決(全員一致) 議案第64号 可決(全員一致)

議案番号及び議案名

議案第65号 宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成30年度の診療報酬改定に伴い、紹介状なしで受診した際の定額負担の対象となる病院の範囲が拡大され、市立病院も新たにその対象となったことから、診療料金に関する規定について所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回の条例改正に関して、市民や患者への周知を徹底することは必要だが、どのような周知方法を考えているのか。

答1 本議案の議決後の時点から、市や市立病院のホームページ、エフエム宝塚などでの周知を考えており、広報たからづかにも掲載していきたい。市立病院ホームページには、紹介状をお持ちでない方向けの専用サイトに、初診加算についての説明を掲載する予定である。市役所などの公共施設には説明文書を設置し、医師会にも説明していく。また、市立病院の正面玄関や受付付近では大きな張り紙で事前に周知するとともに、紹介状なしで来院された方、一旦市立病院での治療が終了した再診の方には、受診前の受付の時点での説明を徹底していきたい。

問2 今回、初診料加算2千円が初診加算5千円になることは、大きな変化という印象を受ける。省令に6カ月の経過措置が設けられているものの、本議案が議決されるとすればその時期は6月下旬となり、10月施行となると周知期間が実質3カ月ほどしかないことになる。経過措置というのは、議決後から6カ月という考えなのか。

答2 省令の経過措置が4月から6カ月ということであり、条例改正から6カ月という考え方ではない。本条例の施行日は10月1日であり、議決後の7月から3カ月の間に集中的にアナウンスする予定である。まずは、加算額を算定される可能性がある患者にはあらかじめ周知文を渡し、その都度説明していきたい。10月以降については、加算額は会計のときにお知らせするのではなく、あらかじめ患者に納得してもらって初めて算定できるものと考えてるので、できる限り診察前の説明に努める。

問3 今回初診加算を5千円とすることで、機能分担等について、どの程度前進すると考えているのか。

答3 今回の改正について、基本的に収入に重きは置いておらず、病院間の機能分担の推進や、かかりつけ医を持ってもらうことで地域連携を図るという考えを全面

的に出していき、理解を進めていきたいと考えている。市立病院は平成 25 年 11 月に地域医療支援病院として承認を受けており、その役割を果たす中で、今回の改正の趣旨を患者に十分に理解してもらえらるような周知をしていきたい。

問 4 初診加算に比べて再診加算の基準がわかりにくい、どのような患者が対象となるのか。病院や受付の判断だとすれば、請求されたりされなかったりする可能性があるのではないかとと思うが、定まったものはあるのか。

答 4 平成 28 年度から再診加算を徴収している病院に確認したところ、予約外の患者は全て再診加算の対象となるという想定をしている。本院でも予約外の患者に対して、一旦周知文により加算される可能性があるというアナウンスをしておいて、その後、診療現場において、医師が各患者について実際に再診加算の対象か対象でないかの最終判断をすることを考えている。

問 5 医師の判断によって徴収するかしないかを定めるのであれば、全ての医師が判断基準を理解していないと加算漏れが生じる可能性がある。今後、医師に対し周知はしていくのか。また、全員の医師に徹底できるものなのか。

答 5 各科の長で構成する外来運営委員会において、本議案が議決されれば医師に判断をお願いする可能性があるという旨の内容について、あらかじめアナウンス済みである。外来運営委員会は月 1 回開催している、委員会において繰り返し説明していくつもりである。また、外来の看護師にも内容を理解してもらい、できるだけ診療科によってばらつきが出ないように努める。万一、ばらつきが出た場合には、臨機応変に対応しなければならないと考えている。

問 6 周知の方法が、広報誌やホームページ、エフエム宝塚となると、高齢者や障がい者などは情報を得ることが困難である。高齢者団体や障がい者団体に事前に説明する機会を設けるなど前向きなことをやってもらいたい、何か考えはあるのか。

答 6 広く広報する一環として、説明する機会、場所を提供できるよう十分に考えていきたい。

問 7 市立病院が地域医療支援病院であるがゆえに、医師が診察できる状況にもかかわらず、予約がなければ診察を受けられないという話も聞いているが、妥当なのか。困っている人を受け入れるのが、市立病院の役割ではないか。

答 7 実際に予約優先の診療科もあれば、そうではない診療科もある。各診療科の診療内容や診療状況によって取り扱いに差異を設けているが、申し出があれば各診療科の医師と相談の上、できるだけ市民の要望に応えるように体制をとっている。

問 8 初診料加算について、1 千円から平成 26 年に 2 千円に改正したが、外来の患者数の推移はあったのか。また、今回初診加算が 5 千円になったことで、外来患者数は減少すると考えているのか。あるいは紹介状を持った患者がふえ、トータルの外来患者数はあまり変化しないと考えているのか。

答 8 平成 14 年度の初診件数のうち、紹介状なしが 1 万 728 件、紹介状ありが約 6,900 件で合計約 1 万 8 千件、平成 29 年度の初診件数のうち、紹介状なしが 4,116 件、紹介状ありが 1 万 1,991 件で合計約 1 万 6 千件と、総数はあまり変化しておらず、紹介状なしの患者が徐々に紹介状ありに変わってきており、紹介状ありの患者がふえていると認識している。トータルの外来患者数については、平成 14 年度は延べ約 26 万人、平成 29 年度は約 22 万 4 千人と減少しているが、この間に実際の患者はそれほど減っておらず、ずっと市立病院を受診するのではなく、ある程度市立病院で治療した患者が地域に戻っていく形ができていると認識している。

問 9 市立病院の経営を考えると、今後紹介状を持った外来患者をふやしていくことが重要で、初診加算が 5 千円になったことについて、かかりつけ医や地域連携を強化しているという面を強調するなど、外来患者がふえるようなものの言い方や周知の仕方を実践していく必要がある。今回の改正により外来患者数が極端に減少するとは考えられないが、初診加算が 5 千円になったことをよい機会とし、外来患者をふやしていくことについて、何か方策はあるのか。

答 9 現在の紹介率は六十二、三％で、平成 14 年ごろは 30％以下であった。平成 25 年に地域医療支援病院として承認され、それ以後、紹介率をいかに上げるかを考えている。地域の医師から多くの患者を紹介してもらい、紹介状を持った患者が市立病院に多数来院するということは、地域の医師との信頼関係が確立されているということであり、地域連携がさらに進めば外来患者数もふえてくると考えているため、今後もそういった取り組みを進めていきたい。

問 10 かかりつけ医は多数存在するが、人気のある医師に患者が殺到してしまうことになる。市立病院は、地域の医師のレベルの管理や把握はしているのか。

答 10 医師会に属している医師について、どこにどういった医師がいるのか診療科ごとに分類はしているが、医師のよしあしについて判断することはできない。地域の医師に逆紹介する際には、患者の居住地に合わせて紹介はしているが、最終的には患者の判断となる。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第72号 公の施設（宝塚市立末広駐車場）の指定管理者の指定について

議案の概要

平成31年2月1日から平成36年3月31日までの間における宝塚市立末広駐車場の指定管理者として、三井不動産リアルティ株式会社を指定しようとするので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 指定管理者選定委員会の審査結果表において、いくつか点数の低い項目があるが、選定委員会において指摘はあったのか。

答1 個別の項目について低評価の理由は確認していないが、特に採点の厳しい2人の委員については、前回の候補者選定においても選定委員であったことから、基本的に標準的な評価に加え、何かプラスアルファの提案があるかないかを重点的に評価しているのではないかと考える。例えば、「利用者からの要望（苦情）の把握とその解決策（実現方策）を持っているか」という項目が、5点という採点となっていることに関しては、提案書において従前からの24時間対応のコールセンター受付に加え、中央公民館にアンケートボックスを設置することを掲げていたにもかかわらず、プレゼンテーションでその説明がなかったため、委員の中で認識のずれがあったのではないかと考えられる。

問2 指定管理者選定委員会の審査結果表において、ある委員が、「災害、トラブル、その他緊急時の危機管理体制が確立されているか」の項目に10点をつけているにもかかわらず、「防犯対策に関する具体的な方策があるか」の項目に7点しかつけていない。危機管理体制が確立されているのに、防犯対策に関する具体的な方策がないという評価に矛盾を感じるが、この評価に対する見解はどうか。

答2 危機管理体制については、何かあった際に25分以内に駆けつけることができるという提案があり、従来からそのような取り組みをしているとともに、トラブルに対しても柔軟に対応している実績もあったことから、10点がついたと考えられる。防犯対策については、基本的に防犯カメラを8台設置するとの提案であり、防犯カメラのみの対策に対し、委員が若干の不安を持ったのではないかと感じている。

問3 安全性の確保に関して、候補者からもさまざまな提案をしているということだが、駐車場内の満空灯などの設備は市が設置するのか、それとも指定管理者が設置するのか。

答 3 指定管理という業務の中で、指定管理者に主体的に検討してもらう。実際に設置のための費用負担及び設置をするのは指定管理者であるが、安全管理及び安全設備の設置については、中央公民館の建物が完成してからでないといけないこともあり、市と指定管理者が十分に協議した上で設置を検討してほしいと選定委員会の中でも意見があった。

問 4 駐車場に入って右側に関しては、現在でも奥まで進まなければ空いているかどうかはわからず、また奥に出口がないため、満車であった場合はバックで戻ることになるが、公園の中ということで、子どもが通路として使用する場合もあり危険であると聞いている。今回駐車台数がふえることになるが、安全面に関してどのように考えているのか。

答 4 末広中央公園側の駐車場については、回って戻ってくることができれば、安全策としては適切だと思う。若干不便を感じる利用者もいるかもしれないが、できるだけ駐車区画と通路を広く確保しているため、現状のままで利用してもらいたいと考えている。一方、新たに設置される中央公民館側の 61 台分の駐車場については、指定管理者と協議していく中で、死角をなくすためにカーブミラーなどを設置していきたいと考えている。

問 5 公募で選定していくという流れの中で、応募が 1 者だったということについて、どのような評価をしているのか。1 者でも仕方がないと考えているのか、基本的な考え方を教えてほしい。

答 5 前回は応募が 1 者であったため、今回は、同様の業務をしている三、四者に対して声をかけたが、最終的に 1 者であった。さまざまな提案を受けた上で、一番よいプレゼンテーションをした業者を候補者に選定したいという思いもあり、当然に複数業者の参加が望ましいと考えていた。

問 6 指定管理者選定委員から、応募が 1 者であった理由について聞かれたり、そのことに対する意見はなかったのか。

答 6 具体的になぜ 1 者になったのかということについての議論はなかった。公募の際、質疑があったほかの業者に聞いたところ、指定管理者といっても末広駐車場が利用料金制ではなく使用料であることから業務委託と変わらず、利益にいわゆるうまみが見出せないこと、地域的な問題やほかの案件と重複したことで参加しづらかったこと、プロポーザルの手続が非常に煩雑なため、それに対応するための体制がとれなかったことが理由として挙げられた。また、初期投資が必要なため、小規模の会社は参加しにくかったことも考えられる。

問 7 末広駐車場の規模に対し、障がい者用の駐車スペースが 5 台分というのは妥当

なのか。

答7 兵庫県の福祉のまちづくり条例の整備基準では、駐車台数が30台以上の駐車場を設ける場合に障がい者用の駐車スペースを1台分設置することとなっている。その上で、推奨事項では、50台ごとに1台分の設置となっている。したがって、末広駐車場の駐車台数は122台となるので、3台分を確保すれば足りることになるが、末広中央公園、中央公民館及び末広体育館の施設があるため、5台分の障がい者用駐車スペースの設置を考えた。

問8 駐車場が混雑してくると、障がい者ではないのに障がい者用駐車スペースに駐車する人が出てくる可能性が考えられるが、管理するための手段はあるのか。

答8 中央公民館にそのような苦情等があれば職員が対応する予定であり、平成31年度からは指定管理者との協定書により、指定管理者にしっかりと業務をしてもらうこととしている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第21号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める
請願

請願の概要

<請願の趣旨>

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっており、ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育を保障し、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援していくための条件整備は不可欠である。こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう求めるもの。

<請願の項目>

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、財務省・総務省・文部科学省に対して「義務教育費国庫負担制度を堅持する意見書」を提出すること。
- 2 子どもと向き合う時間の確保をはかり、きめ細かい教育の実現のために、35人以下学級の推進や学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保できるよう財源措置を講じること。

<質疑の概要>

問1 請願者の口頭陳述の中で、教師の負担軽減対策の一環として、教育委員会が保護者に対して、学校への連絡は17時までにとお願いと通知をしているとのことだが、共働き家庭やひとり親家庭など、その時間までに連絡等ができない家庭への対応やサポートはどのようにしているのか。

答1 （市当局）あくまでも17時までにとお願いなので、17時を過ぎると絶対に受け付けないということではなく、保護者に理解を求めている段階である。

問2 長時間労働を軽減し子どもと向き合う時間をつくるという趣旨は理解するが、学校への連絡を17時までとすることによって、学校と保護者の連携が弱まってしまふことにはならないか。

答2 (紹介議員A) 共働き家庭やひとり親家庭など、17時までに連絡がつかない家庭がふえているのも事実だと思う。ただ、教師にも生活があり、家庭がある。保護者が教師に対して、同じ働く人であることに思い至りながら連絡するのと、学校は24時間営業との考えから20時でも21時でも連絡するのとでは状況が随分と変わってくるのではないか。緊急時など必要性が高いものについては学校側も考慮するだろうし、目安として協力し合うという意識をしないとしないとは違ふと思う。

問3 請願項目2にある人材確保のための財源措置は、請願項目1の国庫負担制度とは別に国に要望していくのか。

答3 (紹介議員A) 請願項目1は制度のことであり、請願項目2は義務教育費国庫負担制度の堅持を前提に、人員・人材確保できる金額を補償してほしいということだと捉えている。各自治体の独自財源では実現が難しいところもあり、自治体間で教育水準に差がついてしまうため、義務教育費の国庫負担制度を堅持すると同時に、それに十分な財源が補償されるようにという意味だと思う。

問4 義務教育費国庫負担制度の堅持と人材確保のための財源措置を同時にという認識でいいのか。

答4 (紹介議員A) もともと2分の1だった義務教育費国庫負担制度が3分の1になった経緯から、元の国庫負担に近い形でとの総量の問題と、それ以外にもいろいろ措置がされればとの両方を考えたい。

問5 請願の趣旨の2段落目に、「小泉政権下の『三位一体改革』の中で」といった主張があるが、この記述についてはどのように捉えているのか。

答5 (紹介議員A) 国庫負担率が引き下げられた背景を書いたもので、沿革に近いと捉えている。

問6 2段落目を読むと、例えば「大きな問題です」とか「憲法上の要請です」との記述があり、憲法違反であるかのようだ。請願の趣旨や項目は、教育にお金をかけるということでは悪くはないが、この2段落目をあえて書かないといけなかったのかということでは少し気になるころではあるが。

答6 (紹介議員A) 政権批判や政局の話といった印象を持たれたかと思うが、三位一体改革そのものが悪いわけではない。一番大きな問題は、それにより地方の財

政が圧迫され、教育格差が生じることである。憲法違反と言っているのではなく、義務教育の水準確保が憲法上の要請と考えており、書いている言葉どおりと受けとめている。また、文部科学省のホームページにも、「義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づき、義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を国が責任を持って支える制度」との説明がある。

問 7 義務教育費国庫負担制度の堅持とあるが、堅持するのは負担率が 3 分の 1 の国庫負担制度でいいのか。

答 7 （紹介議員 A）具体的な水準についてはここでは書いていないが、制度の堅持をしてほしいということ。

問 8 請願項目 2 は、意見書の内容に含まれるのではなく、財源措置を講じてほしいとの要望のみと考えてよいのか。

答 8 （紹介議員 A）制度を堅持しつつ、自治体の負担ではなく国のほうでいろいろな財源措置を講じてほしいとの思いで、どちらの請願の項目も意見書の中に含まれると考えている。

問 9 宝塚市は、障がいのある子どもの受け入れが進んでいると思うが、現在の推移はどうなっているのか。また、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請とあるが、配慮が必要な子どもたちに対してはどう考えているのか。

答 9 （市当局）小・中・特別支援学校を含めて、在籍している特別支援の児童生徒は、平成 25 年度の 275 人から平成 30 年度は倍ほどにふえている。

（紹介議員 B）配慮が必要な子どもたちにも等しく教育を受けてほしいという流れは、国内外であり、ものすごいスピードで動いている。本市では学校内での福祉サービスはふえているが、住むところによって差が出てきており、国全体の子どもの教育のレベルをトータルで底上げするという観点からも、国が考えていくべき。

問 10 教育への投資という観点としては賛成だが、投資の矛先が子どもにとって価値あるものであるべき。部活動指導員への民間活用、コミュニティの活発化による民間の小規模な塾など、公教育以外の場の裾野が地域に広がっており、投資すべきは公教育なのか民間の教育の場なのかが争点である。教育の機会均等、水準の維持向上の大切さは理解するが、多様性のある教育は公教育では賄えず、カバーするには限界があるのではないか。

答 10 （紹介議員 A）教師が一番の教育環境であると言われてるように、まずは学校教育が公教育としてしっかりと学力をつけていかないといけないし、学力だけでなく、義務教育期間に身につけないといけないことが多いと感じている。先

進国の中でも、日本は一クラスの子どもの数が多い。教師をふやすということは、少人数学級にすることによって、一人一人に向き合う時間が多くなることから、教育面や安全面からも多くの効果があると実証されている。ハード面を充実することで今に合った効果的な教育ができると同時に、やはり人数は必要であり、育ち合い、学び合い、公教育の中できめ細かく見ていくことが、一人一人の生活面、学習面でのサポートが手厚くできるという意味で捉えてほしい。

問 1 1 教師の資質を上げることに力を入れていってほしいが、改善策はあるか。

答 1 1 (市当局) 教員の資質向上は重要課題だと認識しており、若い世代の教師が自立して学級経営ができる力をつけていくよう、計画的な研修を考えている。また、各学校の課題を取り込みながら、校内研修の充実を図ることを考えている。

問 1 2 中学校の部活動は、顧問となる教師がいないため、学校によって部活動の種目がないこともあり子どもにとって機会の損失である。部活動を民間に出していくなど、見直しの考えは。

答 1 2 (市当局) 教師が専門ではない部活動の顧問に就くことは負担が大きいと理解している。学校教育の中で、部活動の役割は大きく重要であると考えており、分業も考えるときに来ていると感じる。

問 1 3 部活動に対して、市の方針が見えない。何が何でも教師が顧問としてやっていくのか、民間に出していくのか。今後どのように考えているのか。

答 1 3 (市当局) 部活動については、指導は外部指導員をふやししながらサポートしているが、対外試合等の引率は実施できていない。平成 29 年度には、教師のかわりに指導し、引率できる部活指導員制度もできた。この制度が充実すれば、問題は相当解消できるのではないかと考えている。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 請願の趣旨の第 2 段落目を意識していなかったのが残念に思う。小泉政権下の三位一体改革を全く否定するような文言をなぜ入れたのか。文言について、請願者がわからないところは、紹介議員が考えてほしかった。本請願が全員一致で採択されると、請願の項目にある意見書に請願の趣旨の文言がそのまま引用されることになる。意見書をまとめるに当たり、いろいろな協議を行うため、本請願に反対する。

討論 2 人員確保にかけるという部分に特化している国庫負担の使途に疑問があり、

特に請願項目 2 にタブレットの導入等が盛り込まれておらず、内容が不十分で、時代的にこれでいいのかという思いから反対する。

(賛成討論)

討論 3 請願が採択され、意見書を提出するには全員一致が要件なので、全会一致となるように調整する中で、できるだけ請願の趣旨を酌んで意見書を通そうというようになればとの思いはある。教師の負担を減らすためだけに民間活用を持っていくことについては、もう少し議論が必要である。本請願の趣旨は、純粹に教育にお金をかけよう、国を挙げてやっ払いこうというように捉えているので賛成する。

討論 4 教師が子どもに向き合う時間を確保するためには、人材確保に対する国の財源確保は必要と考えており、請願の項目を重視する。意見書をまとめる際には、請願の趣旨の文言の引用に配慮を必要とするという意見を付して、本請願に賛成する。

審査結果 採択 (賛成多数 賛成 4 人、反対 2 人)